

農林水産省独立行政法人評価委員会の業績勘案率(案)について

1 通知された案の内容 (別紙1)

(1)対象者

20法人48名(農林漁業信用基金4名を含む。)

(2)業績勘案率(案)

対象者全てについて1.0

2 業績勘案率の決定方法 (別紙2)

(1)基本的考え方

当分科会の方針を踏まえて作成した「農林水産省所管の独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」(平成16年8月30日農林水産省独立行政法人評価委員会決定、平成17年11月7日一部変更)に基づき算定し、農林水産省独立行政法人評価委員会が決定。

(2)算定方法

評価	①基本業績勘案率 (算定式により算出)	+	②法人業績を 勘案して加算	±	③個人業績を勘 案して加(減)算	=	業績勘案率 ①+②±③
3段階	0.25~1.0		0.0~0.5		0~0.5		0.0~2.0
5段階	0.0~1.3		0.0~0.2		0~0.5		0.0~2.0

①「基本業績勘案率」

・年度業務実績評価の中項目の評価(S=1.30 A=1.00 B=0.70 C=0.25 D=0.00)を基に算定

② 法人業績の加算

・当該役員の担当業務に係る業績が過去の業績と比べ大幅に改善されている場合には、客観的・具体的に示した上で、その内容に応じて0.5(5段階評価を適用している法人では0.2)を上限として加算可能

③ 個人業績の加算

・個々の職責に照らして特段の個人業績がある場合には、客観的・具体的に示した上で、その実績に応じて0.5を上限として増減可能

3 今回の算定内容 (別紙3)

	①基本業績勘案率 (算定式により算出)	+	②法人業績を 勘案して加算	±	③個人業績を勘 案して加(減)算	=	業績勘案率 ①+②±③
結果	1.0		0.0		0.0		1.0

①「基本業績勘案率」：全ての法人で1.0

② 法人業績の加算：年度計画に基づくものであるとして、加算なし

③ 個人業績の加(減)算：年度計画に基づくものであるとして、加(減)算なし

4 当委員会の意見案

意見なし(但し、財務省と共管である農林漁業信用基金については、同法人に係る財務省独立行政法人評価委員会からの通知があるまで、意見を留保する。)

(案)

政 委 第 〇 〇 号
平成 18 年〇月〇日

農林水産省独立行政法人評価委員会

委員 長 松 本 聰 あて

政策評価・独立行政法人評価委員会

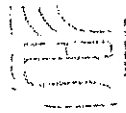
委員 長 丹 羽 宇一郎

「農林水産省所管の独立行政法人の役員の退職に係る
業績勘案率 (案) について」について (意見)

「農林水産省所管の独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率 (案) について」(平成 18 年 2 月 2 日付け 17 独評第 101 号) をもって貴委員会から通知のありました業績勘案率 (案) については、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成 16 年 7 月 23 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定) に沿っているものであり、特に意見はありません。

但し、財務省との共管法人である独立行政法人農林漁業信用基金については、同法人に係る財務省独立行政法人評価委員会からの通知があるまで当委員会としての意見を留保することとします。

他の法人については、引き続き、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並みにするという今般の退職金の見直しの趣旨を踏まえつつ、前記の方針に即して、役員退職金に係る業績勘案率を審議していただくよう、よろしく願いいたします。



(別紙1)

17独評第101号

平成18年2月2日

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員長 丹羽 宇一郎 殿

農林水産省独立行政法人評価委員会
委員長 松本 聡

農林水産省所管の独立行政法人の役員退職に係る
業績勘案率(案)について

下記法人の役員退職者の業績勘案率(案)については、別紙のとおり決定したので、通知する。

記

独立行政法人農林水産消費技術センター
独立行政法人肥飼料検査所
独立行政法人農薬検査所
独立行政法人種苗管理センター
独立行政法人家畜改良センター
独立行政法人農業者大学校
独立行政法人農業者年金基金
独立行政法人農林漁業信用基金
独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構
独立行政法人農業生物資源研究所
独立行政法人農業環境技術研究所
独立行政法人農業工学研究所
独立行政法人食品総合研究所
独立行政法人国際農林水産業研究センター
独立行政法人林木育種センター
独立行政法人森林総合研究所
独立行政法人緑資源機構
独立行政法人さけ・ます資源管理センター
独立行政法人水産大学校
独立行政法人水産総合研究センター



業績勘案率（案）について

農林水産省所管の独立行政法人の退職役員に関する業績勘案率（案）については、以下のとおりとする。

法人の名称	役職	氏名	業績勘案率(案)
農林水産消費技術センター	理事長	■■■■■■■■■■	1.0
	理事	■■■■■■■■■■	1.0
	監事	■■■■■■■■■■	1.0
肥飼料検査所	理事長	■■■■■■■■■■	1.0
農業検査所	理事長	■■■■■■■■■■	1.0
種苗管理センター	理事長	■■■■■■■■■■	1.0
	理事	■■■■■■■■■■	1.0
	理事	■■■■■■■■■■	1.0
家畜改良センター	理事長	■■■■■■■■■■	1.0
	理事	■■■■■■■■■■	1.0
	理事	■■■■■■■■■■	1.0
農業者大学校	理事長	■■■■■■■■■■	1.0
	理事	■■■■■■■■■■	1.0
農業者年金基金	理事	■■■■■■■■■■	1.0
農林漁業信用基金	理事長	■■■■■■■■■■	1.0
	理事	■■■■■■■■■■	1.0
	理事	■■■■■■■■■■	1.0
	理事	■■■■■■■■■■	1.0
農業・生物系特定産業技術研究機構	副理事長	■■■■■■■■■■	1.0
	理事	■■■■■■■■■■	1.0
	理事	■■■■■■■■■■	1.0
	監事	■■■■■■■■■■	1.0
農業生物資源研究所	理事長	■■■■■■■■■■	1.0
	理事	■■■■■■■■■■	1.0
	理事	■■■■■■■■■■	1.0
	監事	■■■■■■■■■■	1.0
農業環境技術研究所	理事長	■■■■■■■■■■	1.0
	理事	■■■■■■■■■■	1.0
	監事	■■■■■■■■■■	1.0
農業工学研究所	理事長	■■■■■■■■■■	1.0
	監事	■■■■■■■■■■	1.0
食品総合研究所	理事長	■■■■■■■■■■	1.0
	監事	■■■■■■■■■■	1.0
国際農林水産業研究センター	理事長	■■■■■■■■■■	1.0
	監事	■■■■■■■■■■	1.0
林木育種センター	理事長	■■■■■■■■■■	1.0
	理事	■■■■■■■■■■	1.0
森林総合研究所	理事長	■■■■■■■■■■	1.0
	理事	■■■■■■■■■■	1.0
緑資源機構	理事	■■■■■■■■■■	1.0
	理事	■■■■■■■■■■	1.0
	理事	■■■■■■■■■■	1.0
さけ・ます資源管理センター	理事長	■■■■■■■■■■	1.0
水産大学校	理事長	■■■■■■■■■■	1.0
水産総合研究センター	理事	■■■■■■■■■■	1.0
	理事	■■■■■■■■■■	1.0
	理事	■■■■■■■■■■	1.0
	監事	■■■■■■■■■■	1.0

※ 法人の名称中「独立行政法人」は記載を省略した。

農林水産省所管の独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について

平成16年8月30日

平成17年11月7日一部改正

農林水産省独立行政法人評価委員会

1. 業績勘案率の算定方法

(1) 基本的考え方

退職役員の在職期間に対応する年度業務実績評価を基に算出した業績勘案率を基本とし、当該退職役員に特段の個人業績がある場合にはこれを考慮し、農林水産省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」とする。）が決定する。

(2) 算定方法

①基本となる業績勘案率の算定

基本となる業績勘案率（以下「基本業績勘案率」とする。）については、当該退職役員が在職した各事業年度に係る評価委員会の業務実績評価に基づき以下の算式により算出する（小数点第1位未満の端数があるときには、これを四捨五入。）。なお、退職役員の在職期間に係る法人の業績のうち、当該役員の担当業務に係る業績が過去の業績と比べ大幅に改善されている場合は、その内容に応じて0.5（5段階評価を適用している法人では0.2）を上限として加算できることとする。また、基本業績勘案率が1.0を超える場合には、当該退職役員の在職期間における目的積立金の額に照らして適切な水準であるかを考慮することとする。

基本業績勘案率（ウエイト付けがない場合）＝

$$\frac{\Sigma [(1.30 \times \text{在職 } r \text{ 年目の中項目 S 評価数}) + (1.00 \times \text{在職 } r \text{ 年目の中項目 A 評価数}) + (0.70 \times \text{在職 } r \text{ 年目の中項目 B 評価数}) + (0.25 \times \text{在職 } r \text{ 年目の中項目 C 評価数}) + (0.00 \times \text{在職 } r \text{ 年目の中項目 D 評価数})]}{\text{在職 } r \text{ 年目の中項目数} \times \text{在職 } r \text{ 年目の在職月数}}$$

※ 中項目がない場合は大項目の評価とする。

※ S 評価及び D 評価については、5段階評価を適用している法人において適用する。

基本業績勘案率（ウエイト付けがある場合）＝

$$\frac{\Sigma [(1.30 \times (\text{在職 } r \text{ 年目における中項目 S 評価とされた項目のウエイトの総和}) + (1.00 \times (\text{在職 } r \text{ 年目における中項目 A 評価とされた項目のウエイトの総和}) + (0.70 \times (\text{在職 } r \text{ 年目における中項目 B 評価とされた項目のウエイトの総和}) + (0.25 \times (\text{在職 } r \text{ 年目における中項目 C 評価とされた項目のウエイトの総和}) + (0.00 \times (\text{在職 } r \text{ 年目における中項目 D 評価とされた項目のウエイトの総和}))] \times \text{在職 } r \text{ 年目の在職月数}}{\text{在職月数}}$$

※ ここで言う中項目のウエイトとは、中項目のウエイトに大項目のウエイトを乗じたものとし、中項目がない場合は大項目のウエイトとする。

※ S 評価及び D 評価については、5段階評価を適用している法人において適用する。

②退職役員に係る個人業績の勘案

当該退職役員に理事長、副理事長、理事、監事の個々の職責に照らして特段の個人業績がある場合においては、その実績に応じて0.5を上限として業績勘案率を増減させる事ができる。

2. 評価委員会における決定

(1) 法人から評価委員会への申請

役員の退職者がでた場合には、当該法人は評価委員会へ業績勘案率の決定に係る申請を行うものとする（議決権限は分科会へ委任。）。その際、当該退職役員の在職期間に係る業務実績評価に基づいた基本業績勘案率を示すとともに、個人業績がある場合は、その客観的、具体的根拠を示す資料を提示するものとする。

(2) 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会への通知

評価委員会は、(1)で検討した業績勘案率案を、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について（平成15年12月19日閣議決定）」（以下「閣議決定」という。）に基づき、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。

(3) 業績勘案率の決定

評価委員会は、総務省政策評価・独立行政評価委員会の意見を踏まえ、業績勘案率を決定し、この決定後、速やかに当該退職役員が所属していた法人に対しこれを通知する。なお、業績勘案率が1.5を上回る場合、または0.5を下回る場合には、閣議決定に基づき、農林水産大臣に通知する。

3. 検討事項

○年度業務実績評価が確定するまでの間の取扱い

前述のとおり、基本業績勘案率については、当該退職役員の在職期間に対応した年度業務実績評価に基づいて算定されることとなるが、その場合、退職時期によっては長

(別紙2)

期間(1年数ヶ月)にわたり退職金の額が確定しない可能性がある。このため、各法人において、上記問題を回避する所要の措置を検討する必要がある。

4. その他

「農林水産省所管の独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」は、平成16年1月以降の退職役員の退職金の算定から適用する。